| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ａ．投資単位の引下げに関する考え方 （５０万円未満の水準への移行に関する考え方） | ・　現在の投資単位に対する会社としての認識や５０万円未満の水準への移行に関する考え方を記載する。※　本規則の趣旨である、個人投資者が投資しやすい環境整備という観点から、現状の自社の投資単位の水準についての認識や、５０万円未満の水準への移行に関する考え方を記載してください。 |
| ｂ．投資単位の引下げに関する方針 （５０万円未満の水準へ移行するための方針） | ・　将来の投資単位の引下げ（５０万円未満の水準への移行）に対する会社としての 方針や「株式の分割」の実施についての検討状況等をできる限り具体的に記載する。※　「株式の分割」の検討にあたって考慮すべき事項や、「株式の分割」の実施にあたり障害となっている事項等、具体的な記述が望まれます。※　個人投資者が投資しやすい環境整備という本規則の趣旨を踏まえると、例えば株式の流動性や一定の株主数が確保されていることをもって、投資単位の引下げを行わないとの説明は適当でないと考えられますので、ご留意ください。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |